

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月1日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第29号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第9条中「、第76条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第76条の7第1項の申告書、」を削る。

第18条第3項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第76条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

第76条第2項を削り、同条第3項中「により種別割」を「により軽自動車税」に、「第1項」を「、前項」に、「その使用者に対して、種別割」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第76条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第76条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第76条の4から第76条の9までを削る。

第77条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条の2を削る。

第78条（見出しを含む。）、第79条の見出し並びに同条第1項及び第2項、第81条（見出しを含む。）並びに第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第84条の見出し、第85条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第3項並びに第86条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条第2項中「第76条第3項ただし書」を「第76条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第5条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第5条の3の2第1項」を「附則第5条の3第1項」に、「同項」を「第24条の2第1項」に改め、同条を附則第5条の3とし、同条に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の3の2第1項」を削る。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第14項本文」を「附則第15条第13項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21

項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項から第16項までを削り、同条第17項中「附則第15条第25項第4号イ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第4号ロ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第4号ハ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

13 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第8条の2第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第22項を第16項とし、第23項を第17項とする。

附則第8条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同項後段を削り、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第8条の4 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第47条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第70条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する

特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

5 第1項又は第3項の規定にかかわらず、第70条の2の規定により申告書を市長に提出している場合には、当該申告書を第1項に規定する申告書及び第3項に規定する申出書とみなすことができる。

附則第13条の2から第13条の6までを削る。

附則第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令

和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、
「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、
「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両
番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」
を削り、同条第4項を削る。

附則第14条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、
「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削
る。

附則第15条の5第3項第2号、第15条の6第3項第2号及び第16条第3項第2号
中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第
1項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号、第17条の2第2項第2号及び第17条の4第2項第2号
中「、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項」を「及び附則第5条の3第
1項」に改める。

附則第17条の6第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第17条の7第2項第2号
及び第5項第2号中「、第5条の3第1項及び第5条の3の2第1項」を「及び附則第5
条の3第1項」に改める。

附則第19条の4中「、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第
24項、第31項から第33項まで若しくは第44項」を「、第8項、第12項から第1
6項まで、第18項、第19項、第23項、第30項から第32項まで若しくは第43
項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に

対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。